

韓国の個人破産事件—濫用と防止策を中心に

吳守根 (Oh Sugun) *

1. 概観 - 法源と手続

韓国の倒産法である「債務者回生および破産に関する法律」（以下「債務者回生法」）は、個人債務者が利用できる倒産手続として三つの手続を規定している。詳しくは第二編回生手続、第三編破産手続、第四編個人回生手続である。¹それ以下に金融機関債権者を中心に構成されている信用回復委員会が主導的に債務調整を行う個人ワークアウトがある。

1.1. 第二編回生手続

第二編の回生手続は、すべての法主体が利用できる再建手続として、個人債務者も手続開始の申立てが可能である。第2編の回生手続は、主に債務額が大きい場合第四編の個人回生手続を利用できない営業所得者（医師等の専門職を含む）が利用する手続であり、単独の判事が手続を進行する。個人が申立てをした場合と法人が申立てをした場合とで手続の進行が異なるわけではないので、手続の進行は、管理人（主に債務者管理人）による経営、債権届出と調査確定、調査委員による実査、管理人の回生計画の作成、債権者の同意、裁判所の認可といった順番で進行する。

なお、営業所得者として債務総額が 30 億ウォン以下の場合には簡易回生手続を利用することができる。簡易回生手続の進行は一般回生手続と同じである

* 梨花女子大学法学専門大学院教授。翻訳：崔廷任（早稲田大学法学研究課博士課程在籍）。この論文作成に必要な資料を集めて整理して下さった梨花女子大学倒産法研究センターの金會仁研究員と初稿を読んでアドバイスをしてくださった丁賢橋弁護士に深くお礼申し上げます。

が、簡易調査委員の報酬は一般調査委員の報酬に比べて約20%程低いので、債務者の負担が少ないことが特徴である。

裁判所が回生計画を認可すると、債務者に対する債権者の権利は回生計画の規定によって変更される。回生計画を誠実に履行しなかったことを理由に回生手続が廃止されたとしても権利変更の効力は維持される。したがって、別途の免責決定がなかったとしても回生計画の認可によって回生計画で弁済すると規定した債務以外の債務は事実上免責される。

1.2. 第三編破産手続

第三編破産手続はすべての法主体の債務の清算を目的とする手続であり、個人債務者も利用できる。個人債務者が破産手続開始の申立てをすると、裁判所は破産の原因があるかを審理して破産手続開始決定(破産宣告)をする。破産手続が開始されると破産者財産の管理処分権は裁判所が任命した第三者である破産管財人に属することになる。債権届出と確定手続を経て債権が確定されると、破産管財人は債務者の財産を換価して弁済する。債務者が換価する資産がない場合には破産手続を廃止する。個人債務者は破産手続終結又は廃止後に免責申立てをして裁判所が免責決定をすると非免責債務を除くすべての債務について債務者は免責される。裁判所は免責不許可事由がなければ免責許可決定をしなければならない。

1.3. 第四編個人回生手続¹

個人回生手続は、個人のみが利用できる手続であり、定期的な所得(給与所得又は営業所得)がある債務者だけが申立てできる。しかし、申立てをすることができる個人債務者の債務額に上限(担保債務10億ウォン、無担保債務5億ウォン)がある。個人回生手続開始の申立てをする個人債務者は債権者目録と弁済計画を提出しなければならない、別途の債権届出手続は存在せず、債権者目録にある債権者のみ手続に拘束される。債権者は債権の内訳や弁済計画な

¹ 個人回生手続は2004年「個人債務者回生法」に基づいて初めて施行されたが、2005年制定された「債務者回生および破産に関する法律」第4編に吸収された。

どについて異議申立てをすることはできるが、弁済計画に対する債権者の議決権は行使できない。

第2編の回生手続では担保債権者も手続に拘束されるが、第4編の個人回生手続では担保債権者は手続に拘束されることなく権利を行使することができる。したがって、住宅担保債務など担保債権者がある場合には個人回生手続において弁済計画が認可されるとしても担保債権者の担保権行使を阻止することは難しい。裁判所が弁済計画を認可するためには特に次の要件を備えなければならない。①弁済期間は原則的に最大3年とする(清算価値保障が必要な場合は例外的に5年)。②債務者の可処分所得(全体所得から裁判所が認める生活費を除外した額)をすべて弁済にあてなければならない。③債権者が受ける弁済額は債務者の破産時に受けられる弁済額より多くなければならない。

債務者の所得は手続開始申立時を基準として弁済期間中は固定することが原則である。生活費は政府が発表した最低生活費(中位所得者の60%)を基準として裁判所が定める。裁判所が認める生活費では実際に生計を立てることができないことを理由に個人回生手続回生の申立てを避ける場合がある。また、認可された弁済計画を遂行することができなくなる原因ともなる。弁済計画認可後に債務者の所得や支出に変化が生じる場合には弁済計画の変更も可能であるが、実務で頻繁に行われることではない。

1.4. 個人ワークアウト

1998年における大手企業の連鎖倒産による金融機関の危機を防ぐために企業のワークアウトを施行するようになった。2001年にはクレジットカード発行の乱発により信用不良者が急増して、2002年には個人債務者のための個人ワークアウトが施行された。個人ワークアウト手続は債権者を中心に構成された信用回復委員会²で進行する。

個人ワークアウトを申請できる債務者は、①総債務額が15億ウォン以下(担

² 信用回復委員会は2002年「信用回復支援制度の導入のための金融機関協約(以下「協約」)」に基づく組合としてスタートした。2003年に民法の規定を根拠に非営利社団法人となり、2016年「庶民の金融生活支援に関する法律」に基づいて特殊法人となった。

保債務は10億ウォン以下、無担保債務は5億ウォン以下)、②債権金融会社に対する債務が弁済期を3カ月以上経過、③最低生活費以上の収入があるか債務償還ができると認められた者である。個人ワークアウトは協約に加入した債権金融機関のみ拘束する。

協約には韓国で営業するほとんどの金融機関が加入している（一部貸金業者を除く）、ほとんどの金融機関債務は債務調整対象になるが、個人の貸金や租税は債務調整の対象になれない。

信用回復委員会は、債務者所得のうち生活費を除いた残りの可処分所得を全額弁済に充てる債務調整案を作成する。弁済期間は、無担保債務は8年が原則であり、担保債務は最長3年の据置期間と最長20年以内の分割償還期間になる（債務の残存償還期間が20年を超える場合、残存償還期間まで延長することは可能である）。無担保債務の利息と延滞利息を全額減免して元金は金融会社で損失処理した償却債権のうち、申請人の償還余力を勘案して最大70%まで減免する（貧困層は90%まで減免できる）。担保債務は延滞利息のみ減免する。審議委員会が債務調整案の決議をすると、その調整案は債権金融機関に通知され、債権金融機関は10日以内に同意の有無を審議委員会に通知する。その際に、無担保債権額の過半数又は担保債権額の2/3以上の賛成がなければ不同意であるとして否決され、再度債務調整案を作成して議決して同意を得る手続を経なければならない。修正された調整案が再度否決されると審議委員会で決定する。

1.5. 個人倒産手続き間の比較

| | 第2編 回生 | 第3編 破産 | 第4編個人 回生 | 個人ワーク アウト |
|------------|-----------|------------|-----------------|--------------|
| 手続に対する拒否感 | あり | あり | あり | あり |
| 社会的ステイグマ効果 | あり | 大きい | あり | なし |
| 債務額の制限 | なし | なし | あり | あり |
| 調整対象債権の制限 | 共益債権除外 | 財団債権、別除権、非 | 個人回生財団債権、別除権、非免 | 金融機関債権に限る |

| | | | | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|
| | | 免責債権除外 | 責債権除外 | |
| 債務減免の程度(原則) | 若干の制限あり | 制限なし | 若干の制限あり | 制限あり |
| 免責までかかる最長期間 | 10年 | 1-2年 | 3年(原則) | 8年(原則) |
| 手続開始後の所得 | 弁済に使用 | 自分が使用 | 弁済に使用 | 弁済に使用 |

法廷手続を嫌う債務者であるなら個人ワークアウトが適当である。スティグマ効果で破産を避けようとする債務者回生手続・個人回生手続や個人ワークアウトを選択する。債務額が一定水準を超えると債務者は個人回生や個人ワークアウトなどの手続は利用できなくなる。金融機関債務以外の債務が多い場合、個人ワークアウトはあまり意味がなく、担保債務が多い場合は個人回生手続の意味がなくなる。手続開始後に取得した財産を弁済に使用することなく、免責までの期間が短いという点を考えると財政的効果は破産が一番強い。最低生活費で生活しなければならない期間が長く、元金の免責は制限的である点から財務的には個人ワークアウトが債務者に一番不利である。

2. 個人倒産事件の進行内容

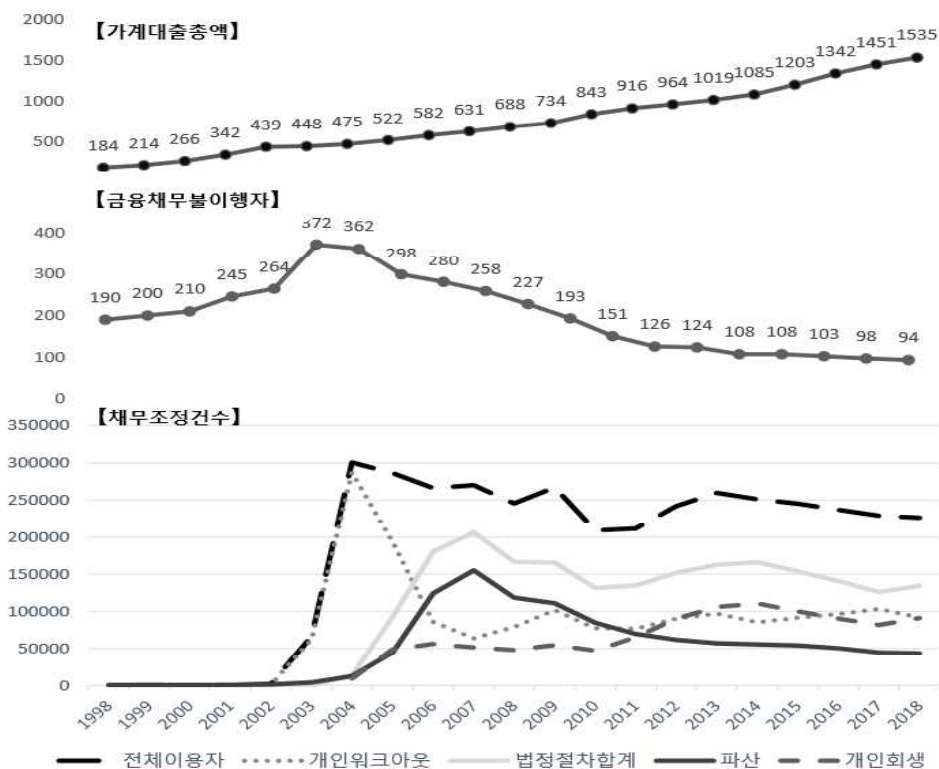
2.1. 事件の申立件数の推移と背景

韓国で最初に立法された倒産法である 1962 年の破産法は個人債務者の免責を定めていたが、実務において個人に対する破産手続が開始されたのはアジア通貨危機があった 1997 年が初めてであり、1998 年にその事件で最初の免責判決がなされた。その後、徐々に個人破産と免責制度が知られ、個人破産事件が急増するようになる。2007 年には 15 万件を上回った。破産事件の急激な増加は免責制度に対する社会的抵抗を呼び起こした。裁判所の寛大な免責決定が債務者の財産隠匿や債務者のモラルハザードを促すという批判が多く提起されると、裁判所は 2007 年原則的にすべての段階において裁判官が関与する厳格的な審理方式を導入した。それから個人破産事件は減少し続けて、最近の申立受付件数は年間 4 万件程度である。

特に 2012 年からすべての個人破産事件では原則的に破産管財人を選任するように実務を変更した。以前は個人破産事件において債務者の財産がない場合、裁判所は原則的に破産管財人を選任せずに破産宣告と同時に破産手続を廃止するいわゆる同時廃止決定をしていた。しかし、破産管財人が法的根拠のない書類を要求するとか、破産管財人の報酬は債務者の弁済額と連動するので破産管財人が債務者を酷に扱うといった不満が続いている。

個人回生は 2004 年に初めて施行されてから持続的に増加し、2015 年には 11 万件を上回っていたが最近の受付件数は年間 9 万件以内である。個人回生より破産手続が債務者に財政的に有利であるにもかかわらず個人回生事件は破産事件の 2 倍ほど多い。その理由として考えられるのは「破産」に対する債務者のネガティブな認識、破産管財人の債務者に対する敵対的な姿勢、裁判所の消極的な業務処理などである。

〈図〉 年度別家計貸付総額、金融債務不履行者、債務調整件数



[家計貸付総額] 出典：韓国銀行、単位：兆ウォン

[金融債務不履行者] 出典：韓国信用情報院、単位：万名

[債務調整件数] 出典：大法院、信用回復委員会、単位：件

集計年度：破産 1998 年から、個人ワークアウト 2002 年から、個人回生 2004 年から

法廷手続の利用者と個人ワークアウトの利用者を比較してみると、2006 年債務者回生法施行以降は法廷手続の利用者が個人ワークアウトの利用者よりずっと多かった。2007 年をピーク (3.2 倍) に、それ以降差は減っており、最近の 4, 5 年間は 1.6 倍の水準である。過去 10 年間法廷個人倒産手続や個人ワークアウトを利用できた金融債務不履行者数と手続利用件数を比較してみると 2009 年を底辺として (約 14%) 継続的に増加して 2013 年以降には約 14% 前後で安定した推移を見せている。これは個人倒産手続が韓国社会に制度として定着したと解することができると思われる。

2.2. 回生事件

過去 10 年間の推移を見てみると、年間申立件数は約 520-860 件であり 2015 年までは増加し続けた件数はその後減少する推移を見せている。個人が第 2 編の回生手続を利用する場合の多くは営業所得者のケースである。申立て対比開始決定比率は 76% であり、申立事件の約 18% は取下げされる。回生手続が開始された個人債務者の事件中平均 46% の事件が認可され、認可された事件中約 77% が成功的に弁済を終えて終結される。全体的に考えると 100 件の申立てがあると約 26 件が回生に成功したことになるが、免責の観点からは回生計画が認可された 35 件で債務免責があったと言える。

2.3. 個人破産事件と免責

申立件数対比手続開始の比率は約 93% であり、2012 年の 90% を底辺として、ずっと増加している。開始されない事件はほとんど取下げられる事件である。破産管財人が財産を換価して手続を終了することを「終結」と呼び、債務者の財産がないので換価できず手続を終了することを「廃止」と呼ぶ。2011 年ま

では破産手続が開始された事件中のほとんどが債務者の財産がないことを理由に廃止されていた。2012年からは換価後終結される事件数が増加して、2018年には全体事件中約12%の事件で換価が行われ終結された。過去10年間の破産手続における免責の比率は平均90%であり減少する傾向にあるが、2018年には約87.4%が免責決定を受けている。

2.4. 個人回生事件と免責

過去10年間の個人回生事件は申立て対比手続開始率が平均約85%程度であり安定している。棄却事由としては書類未補正が最も多かったという。開始された事件中弁済計画が認可される比率は過去10年間の平均約89%である。2009年の約94%をピークに、その後持続的に減少しており、2018年には約85%にまで下がっている。弁済計画に従って弁済して免責決定を受けた比率は過去10年間平均66%であったが、2017年の法律改正によって、2018年の免責率は約74%まで上がっている。全体的に考えると個人回生事件100件の申立てがあると85件が開始決定を受け、76件が弁済計画の認可をもらい、50件が弁済計画を誠実に遂行して免責を受けたことになる。免責には、弁済計画の履行ができなくても免責を受けた特別免責が含まれているが、その数は全体免責件数の約0.17%程度に過ぎない。

3. 個人倒産手続に対する批判と濫用の恐れ

3.1. モラルハザード

イギリスで1705年に免責制度が初めて導入されてから³免責制度の濫用を恐れて反対する意見があった。免責が道徳的ではないということが主な理由であった。韓国でも免責又は個人倒産制度を批判する意見は、この制度が債務者のモラルハザードを助長するという点を理由として挙げている。免責や個人倒産手続制度が「債務者のモラルハザード」をもたらすという主張は「モラルハザード」の理解が足りない結果である。モラルハザード(moral hazard)とは、経済

³ これより以前は国家的次元で免責が行われた例として、ダヤ法の jubilee、ギリシャ法の seisachtheia、ローマ法 tabulae novae などがある。

学から由来した概念であり、情報非対称がある状況において自分に有利な選択をすることを表すものである。このような行為は非道徳的な行為でないのはもちろん不法行為でもない。債務者のモラルハザードを言う人たちの多くは個人倒産や免責制度などを利用することが道徳的ではない又は不法行為にかかわると考えているように見える。

免責制度を利用することが道徳的ではないと言うなら法律が道徳的ではないと言うのと同じである。免責制度が道徳的ではないと考える見解は債務者が約束を守らなかったことにすべての議論を集中する。しかし、約束を守らなければならないという規範は国家が作り執行するものである。国家はその規範より上位の価値を持つ規範を作り執行することができる。免責には約束を守らなければならないという規範より上位の価値があるから立法されたのである。個人的な道徳感情のレベルで免責を選ばないということも可能であるが、免責そのものを道徳的ではないと主張することは立法者の価値判断を否定するものである。

モラルハザードや濫用などを主張する見解の多くは自分の体験とか知り合いから聞いた断片的な事例に基づいて判断している。どのような制度であっても完璧ではないので、誤用や濫用の恐れがある。問題はそのよう濫用の事例があるかないかではなく、その程度が制度の趣旨を逸脱するものであるかないかである。

なお、批判論者から提起される事例の多くは具体性に欠けており信頼できない場合は多い。よくある事例として債務者が財産を隠匿したという主張である。配偶者などの家族に財産を処分したり所得をだましたりしたという主張である。仮にそのような事実が補正勧告後にも訂正されず持続するとしても破産手続開始申立ての棄却事由になるか免責不許可事由になる。

3.2. 免責の濫用

どの制度でも濫用される恐れはある。個人倒産や免責制度をも濫用される可能性がある。これに備えて債務者回生法は第309条（棄却事由）第3項において「裁判所は債務者に破産原因が存在する場合であっても破産手続開始の申立

てが破産手続の濫用に当たると認められるときには審問を経て破産手続開始の申立てを棄却することができる」と定めている。また、第 309 条第 1 項第 5 号は破産手続開始の申立てを棄却できる事由の一つとして「その他に申立てが誠実に行われていないとき」と定めており、二重の備えをしている。

判例は、破産手続の濫用は権利濫用禁止原則の一種として、破産手続開始の申立てが「破産手続の濫用」に当たるかについては破産手続によって債権者と債務者をはじめとする利害関係人に生じる利益と不利益等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきであると説いている。債権者が破産手続を通じて配当される可能性が全くないか配当額が極めて少ないと予想される状況において不当な利益を得るために債務者に対す脅迫の手段として破産手続開始の申立てをした場合は債権者が破産手続を濫用したことになると解した⁴。

債務者の破産手続の濫用について大法院は二つの基準を提示している。一つは回生手続・個人回生手続等を通じて十分に回生することができると認められる場合に破産手続開始決の申立てをすることは破産手続の濫用になれるが、単に債務者の将来の所得が予想されるという理由だけで債務者の破産手続開始の申立てが破産手続の濫用に当たると断定してはならないという原則である⁵。もう一つは債務者に法が定めた免責不許可事由の存在が認められるとしたら原則的に破産手続の濫用があると見ることができるがこの場合、裁量免責の可能性に注意しなければならないという原則である⁶。

上記のような一般論に基づいて、大法院は、債務者が債権者に対して債務を負担している状況において配偶者の相続財産に関する自分の相続持分すべてを放棄することで長男が単独で相続できるようにして、長男がその相続財産を単独で相続した後に一部相続財産を処分したにもかかわらず破産の申立書にその内容を記載しなかっただけでなく、さらに相続財産がないと記載して本人の財産状態に関して虚偽の陳述をするなど免責不許可事由に当たる行為をした事

⁴ 대법원 2017. 12. 5. 자 2017 마 5687 결정

⁵ 대법원 2009. 5. 28. 자 2008 마 1904, 1905 결정

⁶ 대법원 2011. 1. 25. 자 2010 마 1554, 1555 결정

案において破産手続の濫用を認めている⁷。

一方、個人回生手続開始の申立てではなく破産手続開始の申立てをしたことについて、4300万ウォンの債務を負担している30代の健康な男性が障害がある母親を扶養している事例では、原審は労働能力等を考慮すると債務を一部でも弁済できると思われる、個人回生制度を利用して回生を試みたり債務調整のための努力をしたりすることなく、直ちに破産手続開始の申立てをしたのは破産手続の濫用に当たると判断した。この点について大法院は、再抗告人の可処分所得では遂行できる弁済計画を作成することが難しい状況で、再抗告人が回生手続・個人回生手続等を通じて十分に回生できる状況にあるかについて具体的に審理せずに、単に再抗告人に労働能力があり債務の一部を弁済できると思われるなどの抽象的な事情に基づいて再抗告人の破産手続開始の申立てが「破産手続の濫用」に当たると速断したのは間違いであると判断した⁸。

3.3. 濫用の立証責任

上述したように、財産の隠匿や不当な処分がある場合は破産手続開始の申立ては棄却されるか免責が許可されない。それにもかかわらず債務者の隠匿や不当な処分についての疑問が提起され、免責の濫用が心配される理由は立証責任と関連する。財産の隠匿や不当な処分は倒産手続の外でもいくらかでも起こり得る。しかし倒産手続の外で債務者の財産隠匿や不要な処分などがある場合、その立証責任は債権者にある。債権者が立証できなければ債務者を責めることはできない。

反面、倒産手続では多くの債権者が自らそのような立証せずに、裁判所や回生委員又は破産管財人が積極的に処理することを期待する。破産手続が職権主

⁷ 대법원 2011. 1. 25. 자 2010 마 1554, 1555 결정

⁸ 대법원 2009. 5. 28. 자 2008 마 1904, 1905 결정. 同旨: 대법원 2009. 9. 11. 자 2009 마 1205, 1206 결정(1人生活費にも満たない月額50-100万ウォンの所得を得ている債務者が破産手続開始の申立てをした事案)、대법원 2013. 8. 30. 자 2013 마 1070, 1071 결정(二人の子ともを扶養している妊娠中の専業主婦で所得が全くない債務者が破産手続開始の申立てをした事案)。

義の要素が強い非訟手続である点、債権者の参加が制限的である点、債権者の観点から立証にかかる費用が立証によって得られる利益より多くなる可能性がある点などがその原因であると考えられる。

倒産手続は非訟事件であるが、各段階別に債権者の参加手段が確保されている。債務者の財産の隠匿や不当な処分に対して債権者が明確な証拠を持って異議の申立てをすると隠匿財産や不要に処分された財産も責任財産に入れることができる。債権者がそのような努力なしに権利保護を主張することは法律が認める権利の範囲を超えるものであると言わざるを得ない。

4. 濫用防止の仕組み

4.1. 事前的規制

4.1.1. 心理的制限

多くの韓国人は裁判所に行くことを嫌っておりできれば法廷手続の利用を避ける。裁判所に行くことや裁判官に会うことは禁忌であると考えられる人たちがいる。そのような人たちにとって法廷倒産手続はあってもないようなものである。

裁判所に対する拒否感よりも大きな心理的制限は債務者のプライドである。約束を守れなかったことに対する恥ずかしさ、債権者に被害を与えることに対する申し訳なさ、倒産・回生・破産・免責など日ごろ自分がネガティブに考えていた制度を自分が利用しなければならないということがプライドを傷付ける。したがってほとんどの債務者は悪条件であってもお金を借りて既存の借金を返すことを繰り返し、これ以上お金を借りることが不可能になってから倒産手続の利用を考える。法廷倒産手続を含む債務調整手続の利用件数が金融債務不履行者の30%に満たないのもこのような理由からである。

4.1.2. 手続利用資格の制限

倒産手続を利用して免責を受けるためには各手続別に申立資格を備えなければならない。回生手続開始のためには、事情の継続に著しい支障を来すことなく弁済期に債務を弁済することができない、又は破産の原因となる事実が生ず

る恐れがある場合でなければならない。破産手続開始のためには支払いができない状態でなければならない。個人回生手続においては破産の原因となる事実があるか、その事実が生ずる恐れがある場合でなければならない。したがって債務不履行が前提となっていない状態では免責のために倒産手続を利用することはできない。個人ワークアウトも3カ月以上の延滞を申請要件としている。現行法上延滞の前に先制的な債務調整は事実上不可能である。

一方、破産手続では免責不許可事由を利用して再度の申立てを制限する。つまり、免責申立日を基準として破産手続において免責決定が確定した日から7年が経過していない時、又は個人回生手続において免責決定が確定した日から5年が経過していない時には、免責不許可事由になるので事実上破産手続開始の申立てができない。

4.1.3. 回生委員と破産管財人との不当な要求

個人回生手続において裁判官の業務を補助して申立書と弁済計画を審査する回生委員や破産手続において債務者財産の管理処分権を持つ破産管財人などが債務者及びその代理人に対して不当な要求をすることが以前から問題となっている。不必要な書類や法律上根拠がない書類の提出を要求する、又は自分が設定した基準に合わせるように要求することで事実上手続の利用を難しくしている。例えば次のような問題がある。

- ① 回生委員が自ら又は担当判事の意見を反映して策定した最低弁済額(例えば債務の20%の弁済)を弁済させるために弁済計画の修正を要求する行為
- ② 営業所得者に対して過去10年間の会計書類を提出するように要求する行為
- ③ 破産管財人が債務者の離婚した配偶者の財産内訳と形成過程を疎明せよと要求する行為
- ④ 破産管財人が債務者の所得がないことを証明せよと要求する行為

4.1.4. 債権者の同意又は異議

回生手続では回生計画の認可時に回生計画において弁済するように定めた債務以外の債務に対して免責がなされる(第 252 条)。しかし、回生計画が認可されるためには回生計画が関係人集会で債権者によって可決されなければならない。担保債権者組から 3/4、無担保債権者組から 2/3 以上の賛成がないと裁判所の認可を得られない。回生手続を通じた免責には事実上債権者の同意が要求されるのである。この点は個人ワークアウトでも同じである⁹。債務調整案に対する債権者の同意が必要である。破産手続では債権者は、債務者の免責許可の申立てに対して免責不許可事由があることを疎明して異議申立てをすることができる(第 562 条)。異議申立てがなされた場合、裁判所は債務者と異議申立人の意見を聴取しなければならない(563 条)。

4.1.5. 裁判所の回生計画又は弁済計画の認可

回生手続における債権者の権利変更は裁判所が回生計画を認可するときに発生する。裁判所が回生計画を認可するための要件大きく分けて法律適合性、遂行可能性、清算価値保障である(第 243 条、第 243 条の 2)。個人回生手続でも弁済計画の認可を受けることが免責の前提条件である。債務者回生法における弁済計画の認可要件は債権者の異議の有無によって異なるが(第 614 条第 1 項、第 2 項)、実務では異議がある場合の要件を基準に区別なく処理している。認可要件は法律適合性、弁済計画の公正衡平性及び遂行可能性、清算価値保障、可処分所得の全部投入、最低弁済額の弁済である。

回生手続における回生計画と個人回生手続における弁済計画とが認可されるためには法律適合性の要件を満たさなければならない。債務者が法律に反する行為した場合には認可を受けられず、免責も受けることができない。

4.1.6. 免責許可の申立資格

個人回生手続において、免責許可の申立ては弁済計画をすべて履行してからすることができる。この点個人ワークアウトにおいても同じである。弁済期間

⁹ 法定の可決要件を満たさない組があるとしても裁判所が強制的に認可することはできるが(第 244 条)、実務上稀なケースである。

(個人回生手続3年、個人ワークアウト8年)中は可処分所得をすべて弁済に使わなければならないのでその期間中債務者は最低生活費で生活しなければならない。個人回生手続で弁済計画の認可を得ても途中で履行を諦める比率が約34%であることは最低生活費での生活が難しいということを現している。

4.1.7. 裁判所の免責決定と免責不許可事由

免責を受けるためには裁判所が免責の決定をしなければならないが、破産手続では裁判所の免責不許可事由が法律で定められている。

- ① 債務者が第 650 条(詐欺破産罪)・第 651 条(過怠破産罪)・第 653 条(拘引不応罪)・第 656 条(破産贈賄罪)又は第 658 条(説明義務違反罪)の罪に値する行為があったと認められるとき
- ② 債務者が破産宣告 1 年以内に破産の原因となる事実があったにもかかわらずその事実がないと信じさせるためにその事実を欺き、又は隠して信用取引で財産を取得した事実があるとき
- ③ 債務者が虚偽の債権者目録その他の申立書類を提出したとき、又は裁判所に対してその財産状況に関して虚偽の陳述をしたとき
- ④ 債務者が免責許可の申立てをする前に 251 条によって免責を受けた場合免責許可決定の確定日から 7 年が経過してないとき、又は第 624 条(個人回生手続における免責決定)によって免責を受けた場合免責許可決定の確定日から 5 年が経過してないとき
- ⑤ 債務者がこの法律が定めている債務者の義務を違反したとき
- ⑥ 債務者の過度な浪費・賭博その他の射幸行為によって財産が著しく減少したとき、又は過大な債務を負担した事実があるとき

個人回生手続において、裁判所は免責決定当時まで債務者が悪意で個人回生債権者目録に記載しなかった個人回生債権があるとき、又は債務者が債務者回生法で定めた義務の履行をしなかったときは免責を不許可することができる(第 624 条第 3 項)。

4.2. 事後的規制

4.2.1. 社会的な烙印

倒産手続を利用して免責を受けると債務者は債権者から見放されることとなる。ほとんどの金融機関債権者は免責を受けた債務者との取引を再開しようとはしない。既存の債務者は知らない他人ではなく日ごろ一定の経済的・社会的共同体を形成してきた人たちであるので、免責はその共同体から債務者を排除する結果を招く。

4.2.2. 非免責債権

破産手続では、裁判所の免責決定はあるとしても免責されない債権がある(第566条)。個人回生手続にも免責決定の効力が及ばない債権が法律で定められている(第625条第2項)。第566条の①から⑦まで内容は両手続において共有している。但し、個人回生手続では、債権者目録に記載されていない債権(第566条⑧)は債務者の善意・悪意を問わず免責の対象ではないと定めている(第625条第2項1号)。別途の債権届出手続がない代わりに手続の適用範囲を債務者が提出した債権者目録に記載された債権に限定しているからである。学費貸付債権(第566条⑨)は個人回生手続では非免責債権ではない。

- ① 租税
- ② 罰金・科料・刑事訴訟費用・追徴金及び過料
- ③ 債務者が故意で加えた法行為に基づく損害賠償
- ④ 債務者が重大な過失で他人の生命又は身体を侵害した不法行為に基づく損害賠償
- ⑤ 債務者の従業員の賃金・退職金及び災害補償金
- ⑥ 債務者の従業員の積立金及び身元保証金
- ⑦ 債務者が養育者又は扶養義務者として負担すべき費用
- ⑧ 債務者が悪意で債権者目録に記載しなかった請求権(債権者が破産宣告があったことを知っていたときはその通りではない)
- ⑨ 「就職後学費償還特別法」に基づく就職後償還学費貸付の元利金

4.2.3. 破産者に対する法的規制

債務者回生法第32条の2は「何人でもこの法律に基づく回生手続、破産手続、個人回生手続に入ったことを理由に正当な事由なく就業の制限又は解雇などの不利益な処遇を受けてはならない。」と定めているが、未だに多くの法規定は法廷倒産手続を利用した者を不利益に扱っている。例えば破産宣告を受けて復権されていない者は公務員、教員、弁護士、弁理士などの職を遂行することができない。破産者は約150種類の職業に就くことができず、約100種類の事業を営むことができない状況であると報告されているが、個別に法規定を改正することは容易ではない。この問題を解決するために債務者回生法の「破産宣告」を「破産手続開始決定」と変え、破産手続と免責手続を一元化し、破産宣告を前提条件とする復権に関する規定は削除することが提言されている¹⁰。

4.2.4. 金融機関利用の制限

韓国は二つの信用評価会社が個人の信用等級を 10 等級に分けて評価している。1-2 等級は優良、3-6 等級は一般、7-8 等級は注意、9-10 等級は危険と分類する。債務者が法廷倒産手続を利用すると債務者の信用等級は危険まで下がり、免責事実が知らされるとクレジットカードの使用や貸金の利用が難しくなる。免責の後 5 年ほど預金等の金融取引を正常に維持することで信用等級が上がり、信用取引ができるようになる。

4.2.5. 免責の取消

債務者が詐欺破産罪(第 650 条)の有罪確定判決を受けると債権者の申立て又は職権で免責を取り消すことができる。また、債務者が不正な方法で免責を受けた場合、債権者は免責決定があった時から 1 年以内なら免責取消の申立てをすることができ、裁判所は理由があるときは免責を取り消すことができる(第 569 条第 1 項)。個人回生手続においても債務者の欺罔その他の不正な行為による免責決定は利害関係人の申立て又は職権でその免責決定を取り消すことができる(第 626 条)。

¹⁰ 徐慶桓、개인도산제도 개선방향, 제 3 회 서울회생법원 개원기념 세미나 자료집, 2019.

4.2.6. 刑事処罰

債務者回生法は第6編に罰則規定を定め刑罰を科しているが、濫用の事例として指摘されている債務者財産の損壊、隠匿、不利益な処分、債務者負担の虚偽の増加などは詐欺回生罪(第643条)や詐欺破産罪(第650条)の処罰を受ける。また、このような犯罪事実は免責取消の原因となり得る。

4.3. 小結

債務者は倒産手続を利用して免責を受けるために支払わなければならない費用(手間と不利益)とそれによって得られる免責のメリットを比較して手続の利用を決める。免責制度は免責を得るために支払わなければならない費用を段階別に十分用意している。免責決定を受けて正常な経済活動に戻るべき過重債務者の一部だけが個人倒産手続を利用しているという事実は、債務者が考える免責の費用がメリットより大きいことを意味する。社会的に過重債務者たちを過重債務から解放して正常な経済活動をさせることが重要であると判断するならば、濫用の心配よりは免責費用の減免を考えるべきである。特に法的正当性のない回生委員や破産管財人などの不当な要求及び破産者に対する資格制限などは早急に訂正されなければならない。

5. 課題

5.1. 免責の必要性

過重債務者のための免責制度が誰に役立つのか？ 免責を通じて債務者が負債の泥沼から逃れるのは、確かに債務者の役に立つ。回生型倒産手続では債権者の取立額も増加するので残存債務に対する免責があるとしても債権者にとって利益がある。破産手続における免責も債権者に間接的な利得を与える。免責が社会全体の利益になるからである。過重債務者が債権者の取立に長時間晒されると正常な経済活動ができなくなる。安定的な職業を持つことが難しくなり所得が減る。その結果弁済もまともにできなくなる悪循環に陥ってしまう。そうなるとう納税もできず社会的扶助が必要な状態になり社会に負担を与えることとなる。

債務者を過重債務から解放させ正常な経済活動ができるようにすると社会全体の利益になる。債権者に債務者の財産を強制的に取り立てる権利が認められるが無制限のものではなく、債務者が倒産手続に入ると制限される。債権者は取立権限を持っているが債務者倒産時には免責されるという制限も併せて持っている。

一つの社会が債権者の権限にどのような制限を加え、債務者にどのような権限を与えるかについては、社会全体として債権・債務がどのような状況に置いているか、その状況を社会がどれほど深刻に認識しているかにかかっている。債権・債務に対する絶対不変の法原則があるわけではなく、債権者・債務者を善悪で判断するわけでもない。以下においては、韓国の個人倒産制度に関する三つの課題を提示する。

5.2. 住宅担保貸付債権の個人回生手続への編入

上記のグラフで分かるように家計貸付の規模は毎年増加しているが金融債務不履行者の数はむしろ減少している。これは住宅担保貸付で家計負債は増加しているが、その償還がうまくされているからである。しかし家計所得が減り住宅担保債務の償還が行われず住宅に対する競売が増えると住宅の価格はさらに落ちて担保不足の事態を引き起こす。不況期にこのようなことが起きると個人債務者の生活が不安定になるだけでなく、金融機関の資産健全性も脅かされる。そのために家計負債を韓国経済の脳幹であるとみる見解が多い。住宅担保債務の未償還による混乱を防ぐためには住宅担保債務を制度的に整理できる方法が用意されなければならない。

この問題を解決するためには住宅担保権が個人回生手続において変更できるように法律を改正することがベストである。法務部は 2009 年に立法を試みたが未だに成功することはできなかった。ソウル回生法院が信用回復委員会と協議して実験的に実施している「住宅担保債権債務再調整プログラム」が制限的にでも効果を得られることを期待している。

5.3. 生活費の現実化

個人回生手続では最長3年間の所得のうち生活費を除いた可処分所得をすべて弁済に使用しなければならない。生活費は中間所得の60%を基準として策定されているが、その額で生活することができなくて個人回生手続開始の申立てを諦めたり、弁済計画が認可された後に履行を放棄したりするケースもある。所得区間別に生活費を現実化して個人回生手続に入ってもまともな生活ができるようにしなければならない。

5.4. 職権主義と当事者主義とのバランス

倒産手続において職権主義と当事者主義との間でバランスを維持することは重要である。訴訟法では倒産手続を非訟事件として扱っているが倒産手続は本質的に債権取立手続であり、当事者の参加の手段が各段階別に用意されている。このような点から職権主義と当事者主義との間でバランスをとることが重要である。

回生委員や破産管財人が法律の根拠がない基準や資料などを要求することは過度な職権主義の弊害である。当事者である債権者の代わりに裁判所がその役割を担うべきであると考えることも同じである。債権者が異議を申立てない限り債務者が申立てた通りに手続を進行することを積極的に検討する必要がある。もちろん債権者に意見陳述の機会は十分に保障しなければならない。